	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯二十六度二十四分十四秒、東経百二十七度五十分四十八秒の点 二　北緯二十六度二十四分二十八秒、東経百二十七度五十一分十四秒の点 三　北緯二十六度二十四分二十六秒、東経百二十七度五十一分五十二秒の点 四　北緯二十六度二十三分三十一秒、東経百二十七度五十二分三十九秒の点 五　北緯二十六度二十三分一秒、東経百二十七度五十二分三十五秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十八　キャンプ・シールズ

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県沖縄市	沖縄県沖縄市	沖縄県沖縄市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域
字知花曲茶原ほか	字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字登川（次の図面に示す部分に限る。）並びに知花四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字池原（次の図面に示す部分に限る。）、字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字登川（次の図面に示す部分に限る。）、字知花、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、登川一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、知花一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、池原二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字白川（次の図面に示す部分に限る。）並びに字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度二十一分二十二秒、東経百二十七度四十八分十五秒の点 二　北緯二十六度二十一分二十五秒、東経百二十七度四十七分五十四秒の点 三　北緯二十六度二十一分四十七秒、東経百二十七度四十七分三十二秒の点

三百九十九　トリイ通信施設

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡嘉手納町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
字楚辺前原 字大木、字大湾、字瀬名波、字楚辺、字渡具知及び字古堅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字宇座（次の図面に示す部分に限る。）、字大木、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字儀間（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字渡慶次（次の図面に示す部分に限る。）、字瀬名波、字楚辺、字渡具知（次の図面に示す部分に限る。）、字都屋（次の図面に示す部分に限る。）、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝矼（次の図面に示す部分に限る。）及び字古堅	字嘉手納及び字水釜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度二十五分二十秒、東経百二十七度四十四分三十秒の点 二　北緯二十六度二十五分五十二秒、東経百二十七度四十四分二十五秒の点 三　北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十四分二秒の点 四　北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十三分四十秒の点

	四　北緯二十六度二十二分十五秒、東経百二十七度四十七分三十一秒の点 五　北緯二十六度二十三分五秒、東経百二十七度四十八分四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。